

1 1 スポーツ・文化・観光振興施策についての提言

スポーツや文化は、人に夢や感動を与え、地域への誇りと愛着を高める。地方には、充実したスポーツ環境、豊かな芸術文化、伝統文化や文化財、そしてそれらを守り育む人の絆といった、あまたの「宝」が存在する。

観光もまた、癒やしや感動、知識・見聞を与え、地域に人を呼び込む。観光関連産業は、他産業に広く影響を及ぼす地域経済の主要な担い手であり、地方創生・日本成長の切り札である。

昨年はラグビーワールドカップ 2019™ が開催され、日本中に大きな感動をもたらした。今年開催予定だった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は延期を余儀なくされたが、これまで同様地方としても大会の成功を願い、盛り上げを図るとともに、新型コロナウイルス感染症という新たな国難を克服し、大会の実現・成功に向けて、引き続き国と一丸となって全力で取り組んでまいりたい。あわせて、民間団体においても、自ら積極的に取組を進め、民主導の盛り上がり全国に広がることを引き続き期待したい。

また、昨今の国際情勢や感染症リスク等の不安定要素はあるものの、近年の訪日外国人旅行者数は伸びてきており、昨年は2年連続で3,000万人を超えた。これまで国においては、地域のスポーツ・文化芸術資源を活用したまちづくり、文化財保護制度の見直し、国際観光旅客税を活用したインバウンド等の観光客受入環境の整備などの施策が次々と打ち出されており、こうした対応を評価するとともに、我が国及び諸外国における新型コロナウイルス感染症の収束状況等も踏まえながら、地方においても更に取組を加速させていきたい。

一方で、本格的な人口減少社会を迎え、地方は、少子高齢化の進行や若者の流出など、厳しい現実と直面している。また、現在、新型コロナウイルス感染症による各種イベントや活動の自粛、ホテル・旅館等の宿泊減、インバウンドの急速な減少など、様々な影響への対応が急務となっている。さらには、東日本大震災等相次ぐ自然災害からの復興の取組が続いている中であっては、それぞれが持つ「宝」を磨き、スポーツ・文化・観光の「人と人、心と心を結ぶ力」を最大限に生かしながら、互いの連携のもと、世界の活力を取り込み、個性と魅力にあふれた地域をつくり、力強く未来を切り拓いていかねばならない。

このような中、今後も延期された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のみならず、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西、第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）など大規模な国際大会、さらには大阪・関西万博等が開催される。地方も、開催に向けた気運を一層盛り上げ、大会の成功に貢献し、その効果を全国津々浦々に波及させるとともに、大会後もこうした地域のスポーツ・文化・観光資源を活用した取組を継続的に展開し、地方創生の実現へと繋げていくことを強く望んでいる。

ついては、国においても、こうした地方の実情と取組を踏まえ、次の事項を講じるよう強く要請する。

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の全国への波及

(1) 地方が国際大会に貢献するための取組支援

地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、指導者やボランティア等を含めた人材育成、障害者スポーツの推進などに対して支援を行うとともに、大会後もそのレガシー（遺産）が国内全域に広がるよう、継続的な支援を講じること。

また、「希望の道を、つなごう。／Hope Lights Our Way」のコンセプトの下、全国で展開される聖火リレーについては、セレブレーション、文化プログラム等と合わせて、各地の魅力や特色を国内外に発信できる場となるよう、延期に伴い生じる対応を含め、地方の取組に対する十分な支援措置を講じること。

さらに、ワールドマスタースゲームズ 2021 関西や第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)、その他の各種国際競技大会等の開催は、集客効果による地域経済の活性化に加え、地域文化の活性化、国際交流等にも寄与することから、これらの取組を支援するとともに、国民のスポーツへの関心を高め、地域活性化にもつながる事前合宿等を円滑に招致・実施できるよう、地方公共団体への積極的な情報提供や支援を行うこと。

(2) 文化プログラムの成功に向けた取組支援

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに向けては、宝くじ収益金の活用や地域の文化芸術活動への支援が行われている。

その実施に当たっては、今後も地域の核となる文化施設の活性化を図るとともに、国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障害者の文化芸術の振興、地域に根差した特有の文化の振興など、地方における文化芸術活動への支援のさらなる充実・強化を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期や中止を余儀なくされ、追加の経費負担や損失が生じたプログラムへの財政的支援等、適切な対応を行うとともに、文化プログラムへの取組を一過性のイベントとすることなく、大会後もその成果を生かすことができるよう 2022 年以降も支援を継続すること。

(3) 大会における多様な日本文化・地方文化等のアピール

日本博などの文化プログラムや大会開会式等においては、和文化の象徴的存在である「きもの」や生け花・盆栽、地域の祭り、神楽やアイヌ古式舞踊などの伝統芸能をはじめとする国指定重要無形民俗文化財など、日本の伝統文化を発信すること。

特に各地に残されている神話・伝承・歴史的文化財について、我が国の発祥や東日本大震災や熊本地震等からの復興を世界にアピールする観点から、開会式セレモニー等に採用すること。

また、選手村をはじめとするオリンピック関連施設における国産材等の使用を通じて、日本が誇る「木の文化」を全世界にアピールするとともに、施設で提供される食材について、広く全国の農林水産物が使用されるよう、GAP等の取得促進に向けた各地の取組を継続的に支援すること。

(4) 訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策の実施

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けて、外国人観光客を全国各地へ誘導し、周遊・滞在を促進することは、地域経済活性化に寄与するとともに、特定地域への観光客の集中解消につながることも期待される。

このため、大会開催及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、「訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策」について積極的に講じること。

その際には、諸外国での新型コロナウイルス感染症の広がりを踏まえ、検疫強化や入国時の待機措置等、徹底した水際対策を実施することにより、国内での新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ること。

2 スポーツ・文化を生かしたまちづくりの推進

(1) トップアスリート・アーティストの育成・強化

世界レベルのアスリートやアーティストの育成・強化については、競技や分野の特性を踏まえ、官民の適切な役割分担のもと、必要な施設整備も含めて国が前面に立つて行うこと。その際、選手・芸術家の育成環境については、地域の資源を生かす視点から検討するとともに、選手・芸術家の目線に立ち、心身を癒やしながらトレーニングや芸術活動に集中できる環境となるよう十分考慮すること。

また、次世代を牽引する人材の発掘・育成のために地方が実施する各種取組への支援を強化すること。

(2) 基盤施設整備に対する支援の充実

公立スポーツ・文化施設の集約・複合化や長寿命化、ユニバーサルデザイン化等について、地方財政措置の充実が図られているところであるが、地域のスポーツ・文化振興の中核となる基盤施設整備については、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長を含め、財政支援制度を一層充実させるとともに、既存制度のより弾力的で柔軟な運用等を図ること。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で整備された競技用具の国体等における活用について配慮すること。

(3) スポーツを生かしたまちづくりの推進

選手が競技引退後も指導者として活躍できる環境づくりなど、地方における選手強化や指導者の育成の一体的推進を図るとともに、障害者スポーツの実施環境の整備や活動支援、さらには高齢化の一層の進行を見据え、健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援をさらに充実・強化すること。

また、食事やトレーニングメニューの提供、医療的ケア等を一体的に行うアスリートファーストの視点からのスポーツキャンプ地づくりのほか、通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。

さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」という観点から、誰もが参加できる取組に対する支援を強化すること。

(4) 文化を生かしたまちづくりの推進

地域の伝統芸能、歴史的・文化的景観や古民家、建造当時の技法による復元建造物など、有形無形の文化財等の地域資源を活用したコミュニティ再生や文化観光推進の拠点づくり、国際的な芸術祭の開催など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援と合わせて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演の中止など大きな影響を受けた文化芸術団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を更に充実・強化すること。

また、地域における文化財の保存・継承・活用が総合的かつ一体的に図られるよう、世界文化遺産や日本遺産、史跡・重要文化財等やこれらを収蔵・展示する博物館など、地域固有の文化的資源を活用した地域活性化の取組に対して、人材・財政の両面から一層の支援に努めること。

併せて、各地域における文化財等の総合的かつ計画的な防災対策を講じることができるよう、地方の取組への支援を強化すること。

さらに、高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加しやすくなるよう、手話通訳等の導入などの取組の推進や、子どもたちへの教育における文化芸術活動の充実・強化を図ること。

(5) スポーツ・文化の成長産業化

スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

また、文化芸術資源を活用し、観光や産業、まちづくり、国際交流等の様々な関連分野との連携・統合強化を図り、地域経済の活性化につなげていくこと。

3 観光立国の実現に向けて—観光の基幹産業化—

(1) 受入体制・環境整備

人や物資の移動に伴う様々な感染症リスクが顕在化する中、これを水際で阻止するためにも、地方における税関・出入国管理・検疫（C I Q）などについて、最先端技術の活用も図りながら、受入体制の整備・充実の強化を図ること。

また、地方が取り組む外国語併記の観光案内標識や多言語コールセンターの設置、バリアフリー化の促進、平時は観光客用、災害時には避難者支援用となる無料公衆無線LANの整備促進、宿泊施設・文化施設等を含む観光施設のキャッシュレス対応化、免税店の拡大、災害時の情報伝達など緊急時の対応、人材の確保や育成などの環境整備への支援を行うこと。

さらに、すべての旅行者が全国各地を快適に観光できるよう、新幹線や高速道路などの高速交通網の整備促進と活用による「地方創生回廊」の完備、地方空港等の機能強化や国際航空路線の充実、訪日クルーズ旅客の受入環境の充実、交通系ICカードのさらなる利用拡大やエリアをまたぐ広域利用の実現、鉄道駅・バス停等への無料公衆無線LANの整備などの利便性向上、公共交通の利用促進や二次交通の維持・充実につながる地方ローカル線イベント列車の通年運行やバスロケーションシステムの整備、訪日外国人の自動車運転環境の整備、滞在型観光の促進に向けた新たなモビリティサービスの導入等に対する支援を強化すること。

(2) 魅力あるコンテンツの充実と情報発信等による戦略的な観光の推進

マーケティングやプロモーション等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・確立への支援に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度が創設される中、DMOについても、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制度の構築を図ること。

その際、地域資源は豊富である一方、人材・資本面に乏しい農山漁村地域に対する支援に当たっては、地方創生の観点から十分に配慮すること。

また、魅力ある観光コンテンツの充実に向けて、滞在型・着地型観光の推進はもとより、農林水産業や食料品製造業など幅広い産業との連携による地域の特色ある「食」の提供や日本文化の体験、夜間観光メニューなどの多彩な観光商品づくりを積極的に支援するとともに、これらの地方の取組ならではの魅力を海外に向けて情報発信すること。

特に、東日本大震災から復興途上の東北地方等相次ぐ自然災害からの復興に取り組む被災地への訪日外国人を増加させる政府主導のプロモーションなど、海外に対する情報発信を強化すること。

(3) 観光の基幹産業化に向けた地方の取組への支援

観光産業の国際競争力を一層高めるとともに、増加する訪日外国人旅行者に対応するため、宿泊需要の地方分散、観光人材の育成やMICE誘致の推進等に努めること。

併せて、住宅宿泊事業法に関する附帯決議を踏まえた同法の適切な運用に努めるとともに、宿泊者等の安全確保を前提として、古民家などの多様な宿泊ニーズや地域の実情に応じた関係規制の在り方の検討等にも努めること。

また、観光は成長戦略と地方創生の大きな柱であり、地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な新たな財源を確保すること。

特に、「国際観光旅客税」については、政府目標では、地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年までに2015年の5倍超とするとされていること、また、DMO等の取組も含め、これまでも地方は、観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金等により地方に配分すること。

さらに、災害や異常気象等に強い観光関連産業を構築するためにも、歴史・文化的な魅力の高い史跡・文化財等、国立・国定公園や農山漁村等の景観、温泉資源、伝統工芸など、地方が持つ多様な観光資源を生かした広域観光周遊ルートの形成、サイクルツーリズムや農泊等の各種ツーリズムなど新たな観光開発等、通年型リゾートの形成を積極的に支援すること。

加えて、特定複合観光施設（IR）区域制度については、日本型IRに期待される高い政策効果を早期に発現させるため、法に基づく必要な手続を速やかに進めること。併せて、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、カジノ事業に関しては、犯罪防止や青少年の健全育成、依存症対策等について、国として効果等を客観的に検証しながら最大限の施策を講じること。

なお、訪日外国人が安心して医療を受け、円滑な支払いができるよう、医療機関でのキャッシュレス化などに対する支援に取り組むとともに、訪日外国人による受診後の未払い問題も発生していることから、旅行保険の加入率向上のための啓発等にも取り組むこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえた対策

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、宿泊業、旅行業、運輸業など観光関連産業や飲食・サービス業等では、観光客の減少やキャンセルが相次ぐことによる減収や倒産等が発生し、地域経済への影響が生じていることから、中小企業・小規模企業者への支援や雇用対策等に努めること。

また、外国人観光客の不安解消のため、新型コロナウイルス感染症に関する情報について、外国語対応を含めて迅速に分かりやすく提供するとともに、多言語による相談体制の強化等にも努めること。

さらに、感染が一定程度収束した段階においては、宿泊や各種交通機関の利用に伴う経費の補助を含む、例えば「ふっこう割」のような制度の創設や高速道路料金の無料化・低廉化など、国内外からの観光需要回復を図るための措置を大胆かつ迅速に講じること。

その際、全国各地で感染拡大による被害が発生していることを踏まえ、補助等の支援の効果が特定の地域に集中し、必要な地域に行き渡らないことのないよう、制度設計に配慮すること。

また、高速道路料金の無料化・低廉化を実施するにあたっては、バス、鉄道、海上交通等の各種交通機関の利用減少とならないよう、これらの交通機関に対する利用促進策も併せて実施するなど十分配慮すること。